

八王子市立柵田小学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立柵田小学校 いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

すべての教員が、「いじめはどの子どもにも、どの学級においても起こり得る、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応を図り、解決への取り組みを徹底する。

〇令和8年度の重点項目

- ・いじめは重大な人権侵害・犯罪行為になり得るとの共通理解の下、「いじめの未然防止に務める学校」、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- ・保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

令和8年度はいじめの防止等に向けた課題

- ・毎月行う学校生活アンケートでは把握しきれない、いじめの芽となる子ども同士の人間関係の把握（全員職員での児童理解）
- ・SNS上でのいじめ実態の把握や未然防止の対策（家庭との連携）
- ・一人の教師が問題を抱え込まずに、複数での対応など、組織的に対応を行うこと。（いじめ問題の見える化及び多様な視点による問題の解決）

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週木曜日 午後2時45分から
- 〇構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- 1 実態確認 被害児童・関係した児童及び周囲の児童からの確認
- 2 指 導 状況に応じて、その場で必要な指導
- 3 報 告 学年主任・生活指導主任・管理職等への報告
学校いじめ対策委員会への報告・市教委への報告
- 4 保護者への連絡 被害児童・加害児童の家庭への報告・説明
- 5 その後の対応 継続的な情報共有・経過観察（3か月以上）

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月 3日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 5月14日 「いじめへの組織的な対応」
- 8月28日 「SOSの出し方に関する教育の推進について」
- 9月30日 小中一貫教育の日「情報共有」
※横山第一小学校・緑が丘小学校・柵田中学校
- 3月18日 「情報共有及び次年度への引継ぎ」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- ・道徳授業地区公開講座
全学級で、人との交流やいじめ防止にかかわる内容項目について、教科書などを活用し指導する。
- ・学級活動
学級や学校における生活づくりへの参画をとおして互いに認め合う学級の雰囲気を作り出す。
- ・セーフティ教室
インターネットを通じて行われるいじめに該当する行為を行わないように指導する。

SOSの出し方に関する授業

- ・学級活動
一人一人がかげがえのない存在であることや不安や悩みなどがあるときは、できるだけ早期に身近にいる信頼できる大人に相談することなどについて学ぶ。
- ・体育（保健）
心の発達及び不安や悩みへの対処について理解するとともに、簡単に対処する方法として、信頼できる大人や友だちに相談したり、友だちと遊んだり、運動をしたりする方法を学ぶ。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- ・校長講話
令和8年6月22日を「いのちの大切さを共に考える日」とし、いのちの大切さについて考える時間を確保するため、全校朝会での「生命尊重」の内容で校長講話を行う。
- ・読み聞かせ
校長講話の中で、あらかじめ用意しておいた校長による読み聞かせの絵本を読み、子どもたちに思いを深めさせる。
- ・全学級での道徳授業
校長講話後に、「生命尊重」「いじめ」に関わる道徳の授業を、全校で行う。

児童の自己肯定感を高める取組

- ・魅力ある授業の実現
子どもたちにとって分かる授業、子どもたち同士が話し合い、学び合う授業などとおして、子ども同士が互いのよさを認め合えるようにする。
- ・児童会活動
児童会などが主催する異学年交流などにおいて、上級生が下級生のことを思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら活動することとおして、相互の共感的な人間関係を築けるようにする。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。